

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和3年12月6日(月)

開会 9時30分  
閉会 12時02分

2. 場所 第1委員会室

3. 付議事件

- ①二宮町消防団の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第59号)
- ②二宮町職員定数条例の一部を改正する条例(町長提出議案第55号)
- ③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第56号)
- ④二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第57号)
- ⑤二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第58号)
- ⑥二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例(町長提出議案第54号)

4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、渡辺委員、善波議長

- 執行者側
- ①町長、副町長、消防長、消防課長、庶務班長
  - ②町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長、消防長、消防課長、庶務班長
  - ③町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
  - ④町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
  - ⑤町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長、
  - ⑥町長、副町長、政策担当部長、企画政策課長、企画政策班長

傍聴議員 5名  
一般傍聴者 1名

5. 経過

---

## ① 二宮町消防団の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第59号)

### <補足説明>

委員長

執行者側より趣旨説明等は事前に配布のとおりである。機能別消防団員制度についての補足説明が担当課よりあるので、その後、質疑を願います。

消防長

機能別消防団員について補足させていただく。この制度は平成17年1月に総務省消防庁より全国の消防に消防団員の活動環境の整備についてということで、機能別消防団の創設について提言されたものである。その後、二宮町の消防においても平成30年に検討

準備に入り、ここで創設に向けて条例改正をさせていただくものである。審議をよろしく願います。

## <質疑>

渡辺

最初に機能別消防団員についてだが、主としてOBということだが、後方支援活動としてどんなことが考えられるのか。なぜ現状はOBの方中心で考えられているのか教えていただきたい。処遇についてだが、国が示しているのは年額報酬の標準が36,500円としている。今回の提案はその額と少し違うので、その辺の事情が知りたい。一日二回出動の場合、この表を見ると一日8千円で、実際、条例案と表現が違うものなので、その解釈を教えていただきたい。この処遇改善について、どれくらいの支出が見込まれるのかも教えていただきたい。

庶務班長

消防団OBというところは即戦力ということで、技術等は兼ね備えているので、それでOBを選んでいる。その他、皆様に示している資料に書いてある通り消防団OBによる後方支援活動をする予定で、まずそれを実施して様子を見ながら、今後二宮町の消防団活動として補完するのに必要なこと、たとえば女性消防団員による後方活動であったり、水上の消防団員であったり、林野火災の対応団員、これはあくまでも一例だが、そちらを検討していきたいと考えている。二つ目の質問の年額報酬だが、二宮町では機能別消防団員は34,000円を考えている。国の基準額は36,500円を示されているが、理由として会議、点検、警戒活動等が、国が示している年額報酬には含んでいるが、ここに関しては各市町で決められるということで、二宮町として、そこに関しては従来通り年額報酬には含めず、報酬として支給する方向である。三つ目の質問だが、地方自治法で非常勤職員の報酬については原則として勤務日数に応じて支給されるので、二宮町としても一日単位で支給する方向で考えている。たとえば大規模災害で日をまたぐ場合は二日分の支給と考えている。四つ目の質問だが、金額について今回こちらの制度を導入するにあたり、報酬額の見直しについて一日4時間未満4千円と、それ以上8千円で、警戒、訓練等3千円、総額で580万円ほどの増を見込んでいる。その他、機能別消防団員の導入に関しても46万円の増、合計として約630万円の増として見込んでいる。

消防課長

一点補足する。処遇について庶務班長から説明があったが、警戒等については今回年額報酬に含まないということだが、二宮町について、現状報酬として支払うことで基準額を満たしている状態なのでそこは変更をしなかった。

渡辺

国の基準は、一日100円、365日で36,500円という考え方として分かりやすいが、算定している内容が少し違うという理解でよろしいか。後方支援といっても、その日の出動の後方支援というだけではなくて、日頃からの活動の範囲を広げていくという考えがある

ということよろしいか。原資として630万円ぐらい見込んでおられるが、国からいろいろ提案が出ているかと思うが、財源として地方交付税措置とか、そういうものに期待していてよいのか。

消防課長

今回の処遇等についての国の財源については、現状として費用弁償の基準額が7千円ということで、地方交付税で措置されている。報酬に変えた場合の8千円は検討中ということで、国が検討している段階をこちらでは承知している。

渡辺

8千円について国がまだはっきり示していないということで、それに関しては引き続き、働きかけをしていただきたいと思います。最後に確認しておきたいが、消防団員の確保が一番にあったと思うが、この処遇の改善でどの程度期待しているのか伺いたい。

庶務班長

今回の処遇改善でさらに団員の確保につながると期待しているが、現在、二宮町の団員数が78名で定員数を満たしている状況である。過去についても2年前に2名減ということで76名だったが、近年は77名、78名で推移している。団員数は定数を満たしているが、懸念するところは雇用形態の変化、サラリーマン化というところで、平日の日中が手薄になってきているところは否定できない。ここの部分を今回の機能別消防団員の創設によって、消防団活動を補完していくということで進めていきたいと思う。

二宮

提案理由にある支給方法の見直しだが、これは何をどのように見直しするのか。今回の上程にあたり、聞き間違えていなければ平成17年総務省で環境の整備の提言が出て、平成30年から考えたというが、今回上程されるまで、どうして今まで改正されなかったのか。私の日付の間違いかもかもしれないが、今回上程される理由、今まではどのように考えていたのか。今回機能別消防団員の方たちを作るということは今後何年ぐらい、将来的に二宮町は人数が保たれるのか。何年過ぎたら、もっと厳しくなるであろうという予測か。何かあったら教えていただきたい。

庶務班長

報酬制度、支給方法の見直しについては私から答える。従来費用弁償として支払っていたが、給与として支払うということで費用弁償から報酬という形に変更して課税対象になるが支払うことになる。二点目として出勤報酬の額の変更だが、今までは災害出勤すると1回3千円としていたが、4時間未満と4時間以上に分けて4千円と8千円にしている。4時間以内は通常の火災、4時間以上対応することは少ないが災害も多種多様化しているので主に風水害を対応すると考えている。その他、訓練、警戒に参加した場合、今は1,500円になっているが、こちらを引き上げて3千円という形になっている。もう一点は先程渡辺議員からあったが年額報酬の引き上げとなっている。

消防課長

機能別消防団を今回上程に至った経緯だが、実際に消防本部とし

て動き出したのは平成 30 年で間違いはないが、町の総合計画等、行政評価、実施計画において平成 28 年から検討、調整して、平成 30 年実施を目標に事業を進行していたが、平成 30 年に、実際消防団員に向けてアンケートを行った。消防団員は私たちと一緒に、階級で動いているので、OB が入ることで組織が崩れてしまうことが懸念されるので、何人が手伝っていただけるのかアンケートを実施した。その後、平成 30 年に OB に対する機能別消防団を考えたアンケートを実施し、翌年の令和元年度に緑が丘の工業団地に在勤している方、これも機能別消防団をお手伝いいただけないかということで工業団地の会議に出席し、話をさせてもらった。そういった経緯もあり、こちらで検討した中で、先程の庶務班長から説明があったが OB を即戦力として機能別消防団、最近だと風水害が多いことからマンパワーを拡充するための即戦力として今回の改正ということになった。消防団員の今後の定数減の対策についてだが、そういった話は現状として計画等はない。人口が減る中で消防団には今 5 分団あるので、そこに配備する資機材の指針が変わってくる。人口が 2 万人か、3 万人かで、一台だけだが、現状としてはポンプ車、車を置くか可搬型の水を出すポンプだけを置くか、その個数が変わってくる。それを稼働できる人員を考えて人数を減員することは考えられる。現状として計画は無いのが事実である。また機能別消防団員が増えたから既存の消防団員を拡充しなくてもよいという考えではない。まずは既存の消防団員の拡充、定数を満たすことを目標にし、あくまでも補完的に機能別消防団員制度の創設を目指している。

二宮

緑が丘の工業団地に声をかけるというのは、前の私の一般質問で消防長がこれから行うというふうに答えていただき、それを実施してくださったのか。聞き取れなかったが結果はどうだったのか。

消防長

工業団地が平日確実にいていただけるということで消防団を組めないかということだった。今現在、工業団地としては余裕がない。必要があれば臨時的にとかそういうことは考えられるが、常設は難しいのではないかと回答だったので今は保留である。

野地

機能別消防団だが、基本的には火災、水害等の災害時のみの招集がかかるものと思っているが、ゆくゆくは後方支援、擁護活動を含めてということかなと思う。出動命令はどこからその方々に出るのか。実際はそうなった時に機能別消防団が何かするのか、各分団に入って何かをするのか、実際どういうふうに活動するのか教えていただきたい。機能別消防団ということであれば 10 名の中に団長、副団長という言葉が生まれるのかもしれないが、組織形態はどうなるのか教えてほしい。任期だが通常 2 年一期だが機能別は任期無制限なのかどうか。後任者選びだが 78 名の後任を選ぶことも大変苦労しているが、これから 88 名の団員を選ばなければいけないとちょっと大変になると想定しているがそれについていかがか。金額だが交付税が入るかなと言いつつ、600 数十万だがこんなに上げて大丈夫

夫なのかという一般的な不安である。そうすると訓練とか人数制限をかけて1分団何名までにして下さいと出動制限をかけるのではないかという疑問もあるが、それについていかがか。報酬が上がるが、前回の時に各市町によって違うと説明いただいたが、近隣で報酬を変えたところがあるのか。すごいバラバラだというイメージがある。情報があれば教えていただきたい。

庶務班長

機能別消防団員が出動する形態だが、命令を出すのは団本部となる。基本的には消防団長の指揮のもと従事していただく。普通の消防団だと、階級があり指揮命令系統があるかと思うが、機能別消防団員については団員一つの階級のみになるので、分団長とかそういったところは設けない予定である。任期に関して基本団員は2年、機能別消防団員も同じように2年というふうに考えている。こういったところは現在要綱で設定を進めている状況である。

消防課長

補足だが、今回、機能別消防団員ということで団員のみ階級制度で任期2年については全ての消防団員について条例で定められている2年で、機能別でも変わりはない。要綱については、どういった方が消防団員としての的確か定めるもので、任期は要綱で設定するつもりはない。人数確保については、まずは既存の方の78名の定員を満たすことに全力を尽くすことから始めるので、機能別消防団員も10名おられればよいが、まずは既存から確保する。消防団員をやっていた方がもう一度入ることも、基本既存団員として入ることを目指していただくことになるので、88名は確かにいると良いが、まずは78名からということを中心に考えている。人数制限だが火災や災害の時の人数制限をすることは無い。行ってはいけないことだと考えている。その他訓練については条例上、定められている月1回の訓練について、既存団員はやっていただき研鑽していただく。必要な点検については現状制限させていただいているが、そこの変更は考えていない。

庶務班長

各市町の報酬額の関係だが二宮町と同じに考えて、基本的には7時間45分で8千円という基準額があるので、予備自衛官や最低賃金も考慮し、1時間千円程度の金額で各市町が定めている。

野地

活動の方でもう一度聞く。機能別消防団員が団長の指示がかかって招集されて出るが、出た先でどのような動きを実際するのかイメージがつかないので教えていただきたい。通常団員は年間80日は出るかと思うが、機能別消防団は年間一日だけである。訓練の一日で5千円が年額、一日出れば訓練だから3千円、8千円、だが身分は公務員である。一日だけの訓練なのに非常勤職員という重荷をずっと背負うのが機能別消防団と理解してよろしいか。

消防課長

実際の動きだが、先程班長から説明があったが、条例上の形で団長の命令、その他消防関係の法令からすると消防長、消防署長の指示で動けるということで非常勤の特別地方公務員という扱いは現

状の消防団員と変わらない。実情だが、消防団 OB ということで、それぞれ各地区に自分が所属されていた消防の分団の詰所のことや、資機材のことはよく分かっていることが想定されるので、団長がどこの分団の指示によって動いてくださいと事前の指示するのがベターだという考えがある。ただ大規模災害があった場合、消防本部に消防団と共同で警防本部という指揮命令系統を行うところがあり、そちらが人手不足となった場合、そちらに来ていただく場合もある。消防団 OB の方はいろいろな資格や能力を發揮しながら、適材適所で配置しながら活動していただくのではないかと思う。年一回の訓練だが、非常勤の特別地方公務員という扱いにさせてもらうことによって、実際の公務災害補償だとか、そういった部分も付けさせてもらっている。

野地

今伺うと各分団での活動になると聞こえた。10名の募集は2名かける5分団で10名というのがこれから続いていくのか。全町で10名という考えのもとでやるのかについて教えて欲しい。

庶務班長

基本的には全町通して10名という考えで運用していきたい。

杉崎

機能別消防団員が初めてなので細くなるが、渡辺委員の質問であったと思うが、一日出動の4時間未満カウントだが、たとえば朝火災が出て、夕方またあった場合はどうなるのか。確か答えていなかった。機能別消防団員だが、指揮系統は団長がやるということだが、2名ずつ5分団で10名だけど、通常は火災ともなると出動しなくてはいけないが、分団長がいるわけで指揮命令がどちらなのかよくわからない。今、班長が言ったが、探す10名を町全体で持つとなると、分団は探すのは関係なくなる。団本部が10名を探すという判断でよろしいか。そこまで考えてないかもしれないが2名ずつあてがい、機能別消防団員が火災で分団に行ったが団員は揃わないが機能別の人が2名いるから、4名、5名になったから現場に出てしまえということも、これから考えられる。どうするのかを徹底しないと。指揮系統がはっきりしないと困ると思う。我々のように年齢がいてもOBであればできるということである。基本訓練はどのようなものをされるのか。

消防課長

指揮命令系統だが、団長が事前にどこ分団の指示を聞いて動いてくれといった場合は分団長の指示による。分団長が介在するのは間違いない。ただし、分団に行きなさいとは言わず、警防本部に来てくださいと言う場合は団長の指示で、元々分団長も団長の指示で動いているという解釈から同じ指揮命令系統ではなかろうかと思う。人材確保だが、団本部が探すのか、分団が探すのかだが、ここは非常に微妙で団本部が探すすべがあるかどうかで、実際には分団の方に誰かOBがいないかと聞くことが実情ではないかと考えている。ただ、誰かいないかと言われても、先程言った組織の階級制度が守れるか、OBだから許されるとかそういったことではないという理解ができるかということも含めて、平成30年度にアンケートをし

た。アンケートでは手伝ってくれそうな OB の人数と、一緒にできるという人数は違った。そういうことから 2 名程度かける 5 分団で 10 という人員を考えた経緯がある。消防団を探すうえで地域との関係も非常に重要で、今のところ既存団員のみで地域との関係を深めながら探していただく。消防分団 OB の機能別消防団は分団長会議やそういった場で引き受けてもらえそうな人がいないか探す方が実情かと思う。出動の関係だが、たとえば既存団員が 3 名車庫にいる、2 名の機能別消防団員が来たという場合、実情出動できる。特別地方公務員で車両を乗ることや資機材に触ることも許されている。民間人なら許されない。実際に早期出動を目指す為に機能別を導入した特別市町村もある。地域の商店街の方が来たほうが早く出られる。初期消火に励み、早く水を出すということである。そういったところを目指した機能別消防団の制度を設けたが現状としては、それを最初からやってしまうと年一回の訓練なので危険を伴うので、まずは補完的な後方支援活動ということでホースを運ぶなどということから願います。どういった方が機能別消防団員になれるのか、誰でもなれるのかということのを要綱で定めたいと思う。定年や何歳までできるとかがあるが、そもそも消防団には定年制度がない。機能別消防団員だけ定年制度を設けることは上位条例に反することなので設けずに、あくまでも的確かどうか判断をさせていただく。訓練の内容については軌道に乗れば、年度当初に新入団員訓練と同時に訓練できるのがよいかと考えている。基本は操作訓練できび落としをしていただくことを考えている。

庶務班長

最初の質問の出動報酬ですが、朝一回、夕方一回あった場合には、基本的には一日の報酬となるので 2 回という形ではなく 1 日 1 回合算した形である。

杉崎

そうすると 4 千円か。

庶務班長

時間による。合算して 4 時間を超えた場合は 8 千円という形で考えている。

杉崎

課長が出動時に団長の命令でどちらか行けということだが、それは出動時に瞬時にその人たちに命令ができるのか。言われた方も分団長も、こういう人が行くからと連絡するが、火災時で発災して出来るのかと心配に思った。10 名の根拠について教えていただきたい。お金がないから 10 名とか。試しだから 10 名にしようとか。どういう考えで 10 名にされたのか。

消防課長

杉崎委員がおっしゃる通り瞬時の判断で命令を出すのは困難で、混乱を招くことは想定している。今、消防団本部でも協議しているが、消防団長が事前に入団した時にどこ分団で活動してくださいと事前命令をして、場合によっては警防本部に来てくださいますと正式に決まっていらないが、そういったことを考えながら消防団本部と協議をさせてもらいたいと思う。一番簡便なやり方としては事

前に消防分団の配置をして出動命令を送る。既存団員と同時に出動命令を送るかどうか、既存分団員が少ないときだけ機能別消防団を招集するのか、日中だけなのか、そういったところも考えながら協議して4月1日の施行時にははっきりさせていただきたいと思っている。どのような形で10名にしたのかということだが、先程申しあげたアンケートをしたところ、消防団の経験者の中で災害活動に従事をお願いできる可能性がある方、OBとして協力できる方がいるかと聞くとばらつきはあるが5名から10名各分団にいるが、その中で一緒にできる方がいるかという、各分団2から3名になってしまうので二宮町としてはそれが妥当かと思い10名からスタートした。

杉崎

最後だが、機材がコンピュータになってしまっているのでもOBに水を出せと言っても出せない。昔は真空をかけて水を出したが、そういう水出しの訓練も準備が必要だと私は思う。要綱ができたなら議員にコピーをもらえるか。聞かれたら困るので。これはお願いである。

松崎

ネーミングに関する事で、機能別消防団員だが、どういうふうになっているのか読み取れない。10名ということだが機能別に5名がこうでなどは読み取れないので、何が機能別なのか。

庶務班長

機能別消防団員のネーミングだが、消防長が冒頭で言ったが平成17年に消防関係の整備で総務省の方から示されている中で、機能別消防団員という名前となっている。二宮町として何が機能別かという、基本的には後方支援活動というのが、そこにあたるかというところを考えている。消防団員は基本の放水や中心の火消しのところを担当してもらい、それ以外のところ、避難誘導や火災現場に資機材を持っていくとか、それに伴う車両の管理、交通整理を担当していただくということで機能別と考えている。

松崎

少しピンとこない。後方支援ということだが10名が機能別に分かれているというわけではないのか。

消防課長

機能別というところで後方支援は間違いなく、既存消防団員とは違い、その働きをしてくださいということで、機能別消防団員と二宮町では扱う。消防職団員OBの方を対象にしているということもポイントである。その他提示されている例として大規模災害団員、大規模の時だけ来てくださいという機能別消防団員、うちとしてはそこも含んでいるが、あとは、勤務地団員、二宮町に勤務している方で、勤務中のみ手伝う方や、予防方法だけ行ってくださいとか、それが国が大枠で示している機能別消防団員である。二宮町としては消防OB、分団OBの方を対象にして後方支援活動を行ってもらおうといった機能別消防団員となっている。そこから始めることを理解していただければと思う。

- 坂本                   これは国や県の上位から言われてこういう組み立てをしたのか。それで二宮町としてこういうことがよいという提案なのか。
- 消防長               国からの提言で二宮町の消防団の構成状況を考えて、先程言った一つの機能としては後方支援をということを考え始めた。少し違うが女性による後方支援とか、そういったことも考えていかなければならないと考えている。
- 坂本                   そういう作業を組み立ててやってきたと思うが、二宮の5分団の実態は調査したのか。
- 消防課長            先程申し上げたアンケートだが、まずは機能別消防団について平成30年にアンケートをしたところ、日中にどれくらい来られるかという問題だが、ある一つの分団では今のままでは出動できない人数ではなかろうかと思われた。そこで、これをどうしてもやらなければいけないと強く思った。あとは団員がサラリーマン化して、二宮町は77名中58名被用者で75%である。20年前、平成13年は36名で46%が被用者である。それ以外の方はサラリーマンではないと数字的に表れている。二宮町としても全国と同様にサラリーマン化は進み、日中に対応できる人数が少なくなっていることから機能別消防団を始めるといった次第である。
- 坂本                   議員に4人経験者がいる。二宮は5分団あってそれぞれの分団のカラーが違う。今の話を聞いていても、どこの分団に派遣されるかわからないシステムだと感じた。こういうことをどうしてもやらなければならないほど人数が大変だということになれば再、再、再入団とか、60過ぎて定年というような人を含めて15名の分団の枠に入れるというようなシステムを作った方ははるかに合理的で、入る人も昔の古巣に入ることになるから、OBだと迎える側も歴代入っている人を知っている。そういうようなことを考えた方がよいのでは。このシステムは机上の空論みたいな、これを実際にしたら分団の中に混乱が生じると思う。中途半端である。人が足りなくて困っているなら、70歳を過ぎたら無理かもしれないが、60代ぐらいならやれる人はいる。そういうふうに各分団を厚くしていったら、分団の中の人の関係は楽である。出動するとか訓練があるとかそういう問題ではない。分団は地元の意気投合した同じ釜の飯を食った、そういうような人の組織でなんとかなっている。これとは別に元町南とかはOBで組織したものを持っている。そういうところが他にもあるのではないかと。消防のOBの長老がいて、組織ができています。それはそれで集まりを持っていて、地元の災害の時は出動ということではないが、実際活動しており、訓練もやっている。そういうようなことに予算をあげた方がよい。大掛かりに全町にすると、出来ればよいが中身が生まれれないのではないかと。私はこれでは難しいのではないかと思う。もう少し現場の声を聞くべきである。アンケートではだめで行って話を聞くべき。もう一つは各分団長がこれだよいと言ったのかどうか。不思議である。地元の雰囲気、歴史を感じ

ながら作っていかないと、いざという時に失敗するのではないか。今まで何とかやってきている分団が、こういうことを提案することによって壊れてしまう。やはりそういう経験が私にはある。そうではないやり方にシフトした方が町のためにはよいのではないか。

消防長

アドバイスありがとうございます。ただ、うちの方としては分団とアンケートだけでなく会議の後とか直に話す機会が、このコロナで最近は無いが、そういったこともやってきている。そういった中でOBを入れるということに対して、同じ釜の飯を食べたという考え方がある一方で、サラリーマン化してそういうのも避けたいという分団員がいるのも事実である。そういった中でバランスを取り、団長、分団長などが話し合っ、この人なら指揮系統に入っても大丈夫だときちんと確認して協力してもらおう、このような形でやっていきたいと思う。元町のように地区の防災を担っている元消防団OBがいることも知っている。そういう人たちと連携しながら、地域の安全を考えていくことも今後やっていかなければならないのと同時に、昼間の消防団の人数が少ないのも事実で、そこを補う補完方法として何かしらの方法でやらなければならないので、機能別消防団という形を進めなければいけないのも事実である。坂本議員がおっしゃる通りで、課長も言っていたが、それぞれの分団のメンバーをきちんと揃える。それを一番に考えることである。それプラスアルファに機能別消防団というオプションができるという考え方で、あくまでも補完、78名の消防団員をどう揃えていくかに力を注ぐことに変わりはないことで理解して欲しい。

大沼

先程の話の中で、訓練を新入団の時に年に一回の予定で考えているということだったが、流れとして各分団の新入団員予定者ができたということで何年間やったので退団しましょうと言われる方が、そのまま退団して終わりになるのではなく、機能別消防団として残れる方は残ってもらおうという形で運用していきたいという話だと思う。消防団員は定期的に訓練を積み重ねているのでよいが、退団すると急に劣化する。年に一回の訓練で、消防ホースなどを担いで走り回るとか、そういうことは体力が落ちていく部分もあり、新入団訓練の時に訓練をしようとする消防団としては新入団の方はいち早く力になってもらえるような訓練に集中している。そうすると同時に機能別消防団の訓練をかぶせるとやりにくいのかと思う。訓練の回数とか設定の時期を考える必要があるかと思うがいかがか。

消防課長

訓練は年に一回ということで今回は予定させていただいた。新入団訓練は4月に3回に分けて行い、最後に総合訓練を行う。その時にやればということだが、基本的には消防職員が機能別消防団員の指導を想定している。分団の方は新規に入られた団員の指導の補助をしていただき、その他職員が機能別消防団員を指導する。時期だが、新入団員訓練を4月に3回やるのが適切かどうか検討していて、すぐに3回やることでかなり負担になり、いろいろなことが

厳しい。5月などに時期をずらした方がよいのではないかと、総合訓練を5月にやるのはどうかと前々から意見があるので、検討する。新入団員訓練と並行で職員が訓練を行うことで理解いただければと思う。

大沼

出動の関係でどのような指令をかけていくかという質問があったが、現状、消防団5名以上の団員が揃うことに時間がかかったりしていて、また初期消火でいち早く現場に到着しなければならないことを考えると、そこは選別をするのではなく、機能別消防団員にも同時に招集をかけていく方が望ましいのではないかと思うがいかがか。

消防課長

議員がおっしゃる通り、早く集まって早く水を出すことが初期消火に有効だという考えはこちらも同じだが、今回については先程お伝えしたように年一回の訓練で早期に集まって早く水を出してということが出来るかどうかという点、かなり厳しくなるのではなからうかと。そうであれば、既存団員となんら変わらない。既存団員に早く来てもらうことを一番のメインに考えているので、今のところ年一回の訓練でできる範囲として後方支援をして補完するという考えで、当面このかたちでいかせていただく。先程話した年一回の訓練が正しいかどうかも見極めながら、二宮町として初期消火や大災害に活動できる人材を確保するために有効か、まだまだスタートなので検証をしながら、制度を変えることも想定しながら運用させていただけたらと思っている。

休憩 10 時 30 分

(傍聴議員の質疑：根岸、一石)

再開 10 時 33 分

## < 討論 >

委員長

これより討論に入る。

坂本

反対の立場で討論する。自分たちの経験とか今の消防団員の苦しい状況、そのようなことを経験して機能別消防団員ということになったのだろうが、失敗しないためにももう少し熟慮したうえで決めてほしい。いつも12月ぐらいから次の分団員を招集するために地区長を動員して、地区で苦勞をしている。一つの例を言うとどこの家にふさわしい人がいるという情報をもとにすると多くの方が同じ答えをする。そういう現状もある。分団でも広報活動でFacebookをやったりしている。そういうことが地盤にあるから相当研究して実行しないと逆になっていくような気がする。新しい組織を作るから今度はよいのではないかと。安易な逆効果が生まれるような気がして今回は反対である。

渡辺

賛成の立場で討論する。機能別の発端は消防団員をいかに確保していくかである。今回の提案内容は既存団員の確保を邪魔す

ることにはならないのではないかと思います。今日はかなり突っ込んだ詳細な意見も交換されたが、具体的化していくためにはまだまだいろいろなことを決めていかなければならない段階だと認識しているので、大枠としてはこの方向でよいのではないかと考えて賛成する。

二宮

賛成の立場で討論する。日本全国で消防団員の人数が大変不足している。いろいろなところで機能別消防団員の取り入れていることを新聞で拝見する。今日の委員の意見をもとに柔軟に対応されるということ、要綱もこれから作られるということなので、流動性を持ちながら、今いる人たちの処遇改善を主に考えたということでは賛成する。

委員長

これをもって、討論を終結する。

### <採決>

委員長

それでは議案第 59 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数である。よって議案第 59 号は可決と決定する。

休憩 10 時 37 分

再開 10 時 50 分

---

## ②二宮町職員定数条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 55 号）

委員長

補足説明等はないので、これより質疑を行う。

### <質疑>

渡辺

教育委員会の方で、定数を 6 減らすということで、給食の関係は業務委託をするということだったと思うが、実情どういうふうになっているか、それを教えていただきたい。既に減らしていると思うが。消防職員の方だが、増員の提案があるということは、現状問題があるという認識だと思うが、その辺について、説明して欲しい。

庶務人事班長

教育委員会の実情ということだが、現在の学校、その他教育機関職員の定数 21 名に対して、生涯学習課と学校作業員、給食センターに現在 13 名配置しているという状況になっている。学校作業員に関しては今後定年退職等で退職された場合は、会計年度任用職員を当てていくという運用でやっているのですが、今回の改正を行わせていただいても、まだ定数に余裕があるという状況になる。

消防課長

消防の定数増に対して、消防側として、現状 3 点考えている。1 番目は、救急出動件数の増加に伴った、消防力の確保という部分で

ある。平成 17 年に定数をあげて以降も救急出動件数が激増している。それに加えて保有している救急車 2 台が、2 台とも同時に出動することが増えて、その場合でも、消防体系、つまり火を消す人数を確保したいということが概ねの意図である。2 番目については、緊急時、最近では、感染症まん延時の消防体制である。現在は 2 部制、2 交代制で行っているが、感染症対応の為、3 交代制を、緊急時のみでも 3 交代を行うことも可能な、人員を確保するということである。最後になるが、教育研修に派遣の際の消防力の確保ということである。人材の若返りということと、また火災件数が減ったことにより、火災等の研修を行うために、各種研修機関に派遣すると同時に休暇及び研修に同時に行く人数にプラスして、消防隊の人数が確保できるということを勘案した人数を定数としてあげさせてもらった。

渡辺

教育委員会の状況については分かったが、消防の方について聞く。救急出動が 2 台でフルになってしまうと、火を消す人数が足りなくなるということですが、具体的に人数がどういうふうな形になっているのか、それと緊急時 3 交代制を取られるということですが、実際の編成は、一隊何人ずつぐらいでやっているのか、その辺を教えてください。

消防課長

現状としては、教育研修派遣、2 名程の研修派遣があるが、それがなければ人数を確保出来ている状態である。救急隊が 3 名、2 台あるので 6 名、それに消防隊が通常 5 名、計 11 名必要である。教育派遣があった場合、消防隊の人間が救急隊を兼務ということで、救急があれば、救急車に乗る、火災があれば火災の方に対応するという、乗り換え運用をやっている状態なので、そこを無くしたい。あくまでも数的に言うと、一つの警備隊で 19 名いるが、内訳は週休者、土日のお休みの人を 6 名として、消防隊 5 名、救急隊 6 名、その他指令室 1 名、あと平塚の消防指令センターに 1 名で概ね 19 名程度必要であると考えている。3 交代になった場合は、19 名の中で週休者がいなくなるので、12 名から 13 名が一つの部隊となる。そうすると、12 名から 13 名が 3 組で 36 名から 39 名を最大人数として考えている。

渡辺

3 交代で組んだ場合、週休者が見込めなくなるということか。そういう理解では間違いか。

消防課長

2 部制については、週休をバラバラに取るが、3 部制になると、仕事をする日、仕事をした日の次の日を明け番として朝帰る日、次の日が週休という 3 つのパターンを繰り返して、3 つの部隊が動くで、週休は週休で必ず取れる。12 名が仕事をする日、12 名が朝帰る日、12 名が休みの日、という当番制になる。

杉崎

消防の方だが、増員は一度にされるのか。消防職員は特殊で、消防学校に行くので、最低でも 1 年、へたすると 2 年。実践として動

けるのかを危惧する。その辺の増員の仕方を教えて欲しい。

総務課長

消防の関係ですが、採用関係ですので、私の方から回答させていただく。今回5名増員させていただくが、採用に関しては基本的に年度1名ずつで、5か年で継続して採用していきたいと今のところ考えている。今後、定年の関係も加味して、しばらく定年の関係が消防の方はないので、そういうことも含めて、一度に採用となると、難しいところもあるので、1年度に1名というところで、今のところ計画している。

杉崎

そうせざるを得ないと思うが、それで消防の方はどうなのか。5年間は仕方がないということか。

消防長

今現在も消防力を維持してやっているのですが、職員に負担はかかっているが、消防業務をきちんとやっていきたいと思っている。

休憩 10 時 59 分

(傍聴議員の質疑：羽根)

再開 11 時 02 分

### < 討 論 >

委員長

これより討論に入る。

渡辺

私は議案第 55 号について賛成の立場で討論する。消防職の増員については、先程の説明の救急隊員の出動の増加の背景には、高齢者の増加などのこともあると理解している。ただ、今回定員を増やしているが、職員の働き方とか、3交代を展望するなど、今後まだ考えることはたくさんあるのかなという印象である。教育委員会の教育総務課の1名増についても、これも仕事を拝見していると、説明にもあったが、IT化の問題もあったりするので、これは妥当かなと思っている。教育委員会の学校、その他の教育機関については、業務委託を進めているということが背景にあると思うのだが、過去にも町内だけでは、人のローテーションとか、休暇の確保とかが難しいという事情もあって、私はこれには賛成した経緯があるので、これも仕方ないかなと思う。ただ今回の定員見直しについては、実質的な増減がないということで、これは賛成をするのだが、実際に今回の補正予算で、定員が241人に対して、実際の職員の配置は219人ということで、やはり恒常的に定員を下回る状況が続いていると思う。職員の働き方も含めて、やはり職員の配置は現状の仕事量に応じて考えていく必要があると思うので、その点は指摘しておきたい。

### < 採 決 >

委員長

それでは議案第 55 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 55 号は可決された。以上で議案第 55 号の審査を終了する。

休憩 11 時 05 分  
再開 11 時 07 分

---

**③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 56 号）**

**④二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 57 号）**

委員長 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 56 号）、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 57 号）を一括議題とするが、これに意義ないか。  
（「異議なし」との声あり）

委員長 異議なしと認める。よって、一括議題とする。補足説明等はないので、これより質疑を行う。

**<質疑>**

渡辺 まず、近隣自治体の地域手当の状況を教えて欲しい。級地指定というのが地域によってされていると思うが、二宮はその指定がどういふふうになっているのかを伺いたい。ラスパイレス指数に影響する部分があると思うが、地域指定を含めた場合と含めない場合と両方公表されているのか、それについても聞かせて欲しい。出来れば近隣との比較も教えて欲しい。

庶務人事班長 地域手当の近隣の状況という事だが、神奈川県内の市町村という事ですと、国が指定している支給率を上回っている自治体が 10 あり、国の支給率のとおり支給している自治体が 20。国の支給率を下回っている自治体が 3 自治体というような状況になっている。級地の指定というか場所の指定なのですが、こちらについては、当該地域の物価等を考慮して、人事院の規則で定められているもので、二宮町については、6 級地という区分に属していて、6 級地と定められているので、6 % という支給率が決められているという状況になっている。ラスパイレス指数への影響ということだが、ラスパイレス指数の公表については、地域手当を含まないものと、地域手当の補正後というものが公表されている。令和 2 年 4 月現在のラスパイレス指数で説明すると、二宮町は 97.5 という数字になっている。これに対して、地域手当を補正したあとは、二宮町の場合ですと、96.1 ということで、地域手当が 6 % の所を 4.5 % の支給になっているので、地域手当の補正後はラスパイレス指数が下がるというような状況になっているが、今回改正することによって、この地域手当の補正後という数字がラスパイレス指数を除いたもの

と同じになってくるというような状況となる。

総務課長

近隣自治体の状況、県内のざっくりとした状況をお伝えしたが、具体的にもう少し説明する。町村の話をした方が多分分かりやすいと思うので町村でお話しますが、隣の大磯町は6%の国の支給の指定に対して、6%支給している。中井町は国の支給率は0であるが、4%支給している状況である。ちょっと離れますが、湘南地域という意味で、寒川町は国の支給率は0%に対して、11.8%の支給率である。あと町村で言うと、葉山町は6%の指定に対して、6%の支給をしているという状況になっている。近隣の町の状況はこのような状況になっている。

渡辺

中井町と寒川町が国の指定が0というのは、それだけ格が上ということになるのか。元々財政力が違うのか。その辺の理由というか、背景を教えて欲しい。ラスパイレス指数についても、よく見られると思うが、これが近隣の町村と比べてどう違ってくるのか。それと、補正予算の審議でもあったが、一人頭の計算はどれぐらいになるのか。単純に考えると5万円ちょっとになると計算したのだが。その辺の想定されている額を教えて欲しい。

庶務人事班長

今回地域手当を6%に改正した場合の、一人当たりの影響額だが、令和3年度の当初予算の際、職員の平均給与月額というのを示させていただいて、そちらの金額が30万1796円と出ているので、その例を使って、一人当たりの影響額というのを計算させていくと、年間でおよそ7万3千円手当が増えるということになる。

総務課長

寒川町と中井町が地域指定0というのは、正直状況は分からない。人事院の方で、地域基準を満たす地域ということで、級地指定がされてくる。その中に、寒川町も中井町も入ってきていないということなので、0%ということではしかない。二宮町がなぜ6%なのかということも、いろいろなことを聞くが、答えは分かっていなくて、ただ級地としては6%ということで二宮町は指定されている。それから、近隣のラスパイレス指数ということですと、今令和2年のラスパイレス指数が公表されていて、先程いくつかの町村の話をさせて頂いたので、そこをお伝えする。葉山町が101.6、これは地域手当が同額出ているので、地域手当を入れた補正後も101.6である。寒川町が地域手当を入れないのが、100.3、地域手当を入れると、112.1%である。大磯町はラスパイレス指数を入れないと、99.3、大磯町は地域手当が同額出ているので、地域手当を入れても99.3。中井町が地域手当を入れないのが、96.3。地域手当が国の支給率よりも高いので、100.2。ちなみに二宮町ですが、地域手当を入れないと97.5、地域手当が満額出ないで、96.1という数字になっている。実際今は地域手当を入れると下がってしまうが、今回同額出るとラスパイレス指数が横並びになるので、神奈川県内の町村全体の中では横並びになってくるのかなというふうには感じているところである。

渡辺 少しずつ、他の町村に数字の上でも似てくるのかなという印象なのだが、今回は期末手当の方が減ると。それに対して、地域手当を国基準にするとすると、ある部分これが帳消しになるんじゃないかという見方もあるが、この時期に提案に至った理由というか、背景について、聞かせて欲しい。

総務課長 地域手当が6級地指定の6%になったのは、平成27年からということなので、若干タイムラグがある。それから、少しずつ時間をかけて上げてきているという状況にはなる。このタイミングになった理由というのは、なかなか難しいところだが、少しずつ上げてきた中で、今回6%に上げさせていただくということである。

政策総務部長 若干補足させていただく。先程定数条例の審議を頂いたところだが、今回職員のいろいろな働き方の改革ということの中で、モチベーションの維持だとか、職員の処遇の改善という意味で、様々なことを行わせていただいている。その一環として、やはり国の級地指定に満ちていないという部分、この部分はやはり解消して職員の処遇を改善していきたいというところで、今回このタイミングで改正した。

野地 先程、平均給与月額が、7万3千円ぐらいアップしたというのは、期末手当を含めた年収ということなのかということの確認をお願いする。それから、パートタイムの会計年度任用職員の条例の中には、地域手当という言葉が一切出てこない中で、一般職員と同じぐらいは付けてあげましょうよというイメージなのか。それと共に、フルタイムの会計年度任用職員というのが出てこないが、フルタイムの方はどこに準ずる、もしくは4.5のままなのか確認させてほしい。

庶務人事班長 まず、一人当たりの支給額のところでお話させていただいた、一人当たり7万円前後上がるという件だが、一人の年間の期末手当を含めた部分の年収が上がるということである。フルタイムの会計年度任用職員の地域手当については、職員と同じという運用をしておりますので、職員が上がれば、フルタイムの会計年度任用職員も6%に上がるというものになる。

総務課長 フルタイム会計年度任用職員については、この条例の中で、職員に準ずるということが明記されていますので、そこは変更しない。ですから、職員の給与条例が改正されれば、フルタイム会計年度任用職員は自動的に4.5から6に変更になるという条例の作りになっている。パートタイム会計年度任用職員に関しては、条例で規定がありますので、条例を変更させていただくということである。

野地 パートタイム会計年度任用職員については、地域手当という文言が世の中になく思っていて良いのか。基準を合わせるのは分かるが、地域手当と言ってしまうとそれは間違いになるという理解でよ

ろしいか。

総務課長

フルタイム会計年度任用職員に関しては、地域手当というものが明確にある。ただ、パートタイム会計年度任用職員に関しては、地域手当相当を時給に換算していくということになっているので、明確な地域手当の基準というものはない。

休憩 11 時 38 分

(傍聴議員の質疑：なし)

休憩 11 時 38 分

### < 討論 >

委員長

これより討論に入る。

渡辺

私は賛成の立場で討論する。今回の地域手当の改正というのは、若干遅きに失したのではないかという感がある。ラスパイレス指数の方も、これから 97.5%になっていくということですから、近隣に比べて劣るということは、人材の確保ということからも、先程の処遇改善、働き方改革という話も出たように、やはり勤められる方が、二宮町を選ぶ時に、近隣等との比較もするでしょうから、そういうことから近隣に比べて数字の上でもよくないというのは、どんどん改善していく必要があると感じている。

### < 採決 >

委員長

それでは議案第 56 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 56 号は可決された。

次に議案第 57 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 57 号は可決された。以上で議案第 56 号・57 号の審査を終了する。

休憩 11 時 25 分

再開 11 時 27 分

---

### ⑤二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 58 号）

委員長

補足説明等は事前に配っているので、これより質疑を行う。

### < 質疑 >

渡辺

せっかく資料を作っていたが、大変多岐に渡って複雑ですので、もう一度、グリーン課税についての対象と規模について少し聞かせていただきたい。もう一点は固定資産税に関わる経過措置に

ついてである。これについては、3年間固定資産税軽減というのが以前あったと思うが、そのことを対象にしているのかというのを確認したい。

課税班長

グリーン化特例の規模と対象について説明する。まずは補足資料として提出させていただいた中の、今回対象が延長されるものというのが黒塗りで提示させていただいた営業用乗用車、営業用貨物車の部分になる。これについては、令和3年度令和4年度で取得した軽自動車翌年の1年間、この軽減に基づいて軽減がなされるという制度である。令和3年度・4年度の取得のものについて、最終的には自家用の乗用車については、電気自動車に限定される。今回延長されたものが、営業用の乗用車、電気自動車及び天然ガス車。自家用貨物車の電気自動車、営業貨物自動車の電気自動車ということだが、令和3年度・4年度については、対象車種が絞られている。ちなみに、対象の課税台数については、令和3年度については、どの車両も該当がないということである。固定資産税の附則の部分ですが、地方税法上は3月31日までのものが対象の資産ということになる。取得から3年間の軽減が受けられるということになっているので、最大で令和6年度まで受けられるという事になるので、この附則を規定している。

渡辺

そうすると、この表の読み方としては、右半分の黒い部分、営業用の乗用車について、軽減が継続されるという理解でよろしいか。以前、生産性向上の固定資産税というのがあったが、実際にどれくらいの適用のケースがあったのか、それも教えていただきたい。車は、適用なしということだったので、税収には直接影響することは、令和4年度には発生しないということか。令和4年度の影響はないということか。

課税班長

グリーン化特例の網掛けの部分については、こぼ部分が対象ということになっている。ただし、車の環境性能基準が多少変わっていて、一つ例をあげると、令和12年度燃費基準90%達成など。このようなところが変わっていて、対象車種について、多少変更がある。税収への影響だが、先程説明したのは、令和3年度の課税についてなので、令和2年度中に取得のものになる。令和3年度についてはこれから来年に向けて課税をするので、そこで結果が出てくることになる。生産性の向上の固定資産税についての対象事業者についてだが、これも令和3年度の課税の部分で事業者としては、3事業所が対象となっていて、評価額ベースで約3千3百万円、税額としては約46万円の特例を適用させまして、軽減を受けているという状況になっている。

野地

現在、対象者なしという車の税等々ですが、これは100%国から戻ってくるという表現がいいのか分からないが、これに対して、はいくらですよと戻ってくるものなのか、交付税措置に組み込みますよという、よく分からなくなるようになってしまうのか、どのよ

うな形になっているのか。

井上

グリーン化特例の減収分については、基準財政収入額の中に参入されておりますので、まるまる国庫の方から補てんされるという風になっている。基準財政収入額の計算の中に入っている、交付税の中に含まれている。

休憩 11 時 35 分

(傍聴議員の質疑：根岸)

再開 11 時 38 分

#### < 討論 >

委員長

これより討論に入る。  
(「なし」との声あり)

委員長

討論なしと認める。

#### < 採決 >

委員長

それでは議案第 58 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 58 号は可決された。以上で議案第 58 号の審査を終了する。

休憩 11 時 40 分

再開 11 時 42 分

---

### ⑥二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 54 号)

委員長

補足説明等はないので、これより質疑を行う。

#### < 質疑 >

渡辺

1 つは行政改革大綱との関係がどうなるのか。もう 1 つは、公募の委員を 2 名以内ということなのだが、実際にはどのように選んでいくのか、そこが気になった。

企画調整班長

まず、行政改革大綱だが、今の総合計画を見ていただくと、重点の方針という部門があり、今後 5 年間重点的に進めていくべき施策ということになっている。ここの部分が行革の大綱に当たるというような枠組みで進めていきたいと思っている。当然ながらここが大綱部分になるので、その他の細かい部分については、別紙で細かいところを載せていくということを考えている。公募については、他の委員会と同じように広報誌・ホームページ等で周知をして、町民の方から公募をいただく。他の委員会の公募も同じだが、応募動機

というものを書いてもらうので、そういったものを勘案しながら選定していくということを考えている。

渡辺

来年度までは第5次の大綱だと思うが、そうすると第6次以降は行革大綱については、もう大綱としては作らないという理解で良いのか。その点をまず確認したい。もう一つ公募の委員についてだが、動機について、作文を書いていただいて、そこで基本的な考え方なり、視点も分かってくると思うが、いろいろな方がいる。そんな中で2名をどうやって選ぶのか。その辺が疑問に思うので、そこをもう少し詳しく教えて欲しい。

企画調整班長

大綱がなくなるのかという質問だが、そういうことを考えている。以前議会全員協議会の中でも、今後の総合計画の中に、行革であるとか戦略、そういったものを中に入れていくと、包含させていくということになっていくと説明した。大綱という個別の形ではなくなるが、その意味合いは総合計画の中に残っていくというふうに考えている。もう一つの公募についてだが、現在の総合計画審議会の中で既に、様々な分野の方、いわゆる教育委員会の推薦、農業委員会の推薦など、全体的に各分野から出ていただいているというふうに考えている。ただ、その中でも環境問題などは設定されていないので、今後学識経験の中から選定する際はそこを考慮して選ぶのだが、今どの部分の委員が多くいるか、今社会状況として、どういう分野の人材、意見が必要か、そういった部分もメインの選定理由になってくるというふうに考えている。

渡辺

既に今の総合計画の中でも戦略的行政運営とか、そういった形で書かれていたので、行政運営については、別立てでもう入っている状況なのかなという理解をしていたのですが。もう一つ国土強靱化地域計画、まだこのことは国の方から提案は出されているけれども、町としてはまだ策定されていないという理解でいいか。

企画調整班長

まずは国土強靱化についてだが、まだ二宮町は策定をしていない。ですから、国土強靱化計画についても次の総合計画の中で包含する形で出していきたいと思っているが、先程の行革とはまた形が変わってくる。いわゆる重点的方針の中に入れ込むということは、幅が広いので、出来ないと思っている。重点的方針の外に出す、いわゆる全体的な形として、見せ方を工夫したいと思っている。既に重点的方針の中に、戦略的行政運営が入っているが、その中で、行革の方針を色濃く出した具体的方針として、行革の部分が謳われていくというふうな見せ方を考えている。ですから、重複しているというふうに見られないように、見せていかなければいけないかなと考えている。

野地

行政改革に関する事で、庁内検討委員会みたいなものがあつたと思うのだが、それはそれで残して、庁内、職員の中で進めていくという会は残すのかどうかという確認が1つ。次に今回内容が増え

ているにも関わらず、総人数は変わっていないわけである。本来であれば行政機関の職員がきちんと入っていなければいけないだろうと思うのだが、一人減。公共団体が5名から4名ということで、どこかの団体がいなくなるというのが想定されていると思うが、どこの団体を外すかという想定があるのか。総人数は条例で決められると思う。公募を2名増やすので、職員と団体を減らして総数を合わせておこうという意図だと思うが、なぜそのような考えになったのか。

企画調整班長

総数が変わっていない中で、どのような団体が抜け落ちていくのかというご質問だと思うのですが、抜け落とす予定はない。今、16名の定員の中で、後期基本計画策定の時も、今も選定中で動いているところだが、例えば関係行政機関は3枠だが、今は1名で過去からも3名揃うということはなかったもので、あまり使われていないところは減らしても問題が無いであろうというところである。そして、もう1つ減るところ、町の公共団体の代表、現在このところについては、地区長連絡協議会、商工会、社会福祉協議会の3団体で前回の後期基本計画も進めている。こども5団体から4団体と減になっているが、元々満たしてない。ですから、どこかの団体が落ちるといことは想定していない。そして、行政分野の方だが、行革の方の行政機関の代表ということで、載せてあるし、今回の新しい方の総合計画審議会の方でも、減は想定していない。どこかの団体などが減るといことはない。行革については、やはり細かい部分を話し合う必要があるので、庁内の検討委員会については、残していく必要があると認識している。ここは細かいところ推進計画を策定していくところで、庁内評価委員会、庁内検討委員会というものを組織していく必要があるというように考えている。

松崎

現状、関係行政機関の職員3名、定員は区域内の関係団体の代表者5名ということで、言ってみれば定員割れをしている状況だと思うが、定員に満たないのだったら、場合によっては複数名の人を出してもらおう等々のことを考えてもいいのではないかと思ったのだが、そういった試みはなかったのか。

企画調整班長

定員割れという言い方は違うと思うが、どこかの団体に複数名出してもらおうという考えはあると思う。ただ、逆にいうと、なぜその団体だけが2名なのという議論になりかねないのが1つと、例えば行政機関から複数名出していただいたとしても、その団体の負担になりすぎないかという心配があると思う。総合計画審議会では、あくまでも広く平等に、その施策の分野のスペシャリストの方の意見を伺って計画を作成するというものを考えているので、どこかの団体だけ多くというのは、現在のところ考えてはいない。

松崎

そういうことであれば、過去に定員に満たないから、うちの団体からもう一名出したいという要望とかはなかったのか。

企画調整班長

そういった要望というのはなかった。また、この総合計画審議会も 16 名以内ということですので、そこを全員満たしていないとこの総合計画審議会が成り立たないという認識は、当方の方では持っていないというものである。

休憩 11 時 54 分

(傍聴議員の質疑：根岸)

再開 11 時 58 分

## < 討論 >

委員長

これより討論に入る。

渡辺

私はこの審議会条例については、反対の立場で討論する。国土強靱化地域計画は非常に大きな部分で、総合計画の中に包含するという事は出来るのかもしれないが、重みが違うのではないかということを感じる。もう一つは、行政改革に関する事を明確に謳うということであれば、やはり一つの戦略の中ではあるが、行革ありきということで、町民がこういうふうにしてほしいというところが、引っ張られていくというか、そういう心配も少しある。先程、人数減のことが指摘されていたが、審議する内容は増えるけれども、人数は減る。現実に定員を満たしていないという説明だったが、いろいろな状況が想定されるのであれば、無理矢理減らさなくてもいいのではないかということを考えて、私はもう少し委員会の在り方に関しては検討するべきことが残っているのではないかと思います、反対する。

委員長

これをもって、討論を終結する。

## < 採決 >

委員長

それでは議案第 54 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数である。よって議案第 54 号は可決された。以上で議案第 54 号の審査を終了する。これを持って、本委員会に付託された案件の審査をすべて終了とする。

閉会 12 時 02 分